

第1日目(5月25日)

議長(若井達男君) おはようございます。ただいまから平成22年第1回南魚沼市議会臨時会を開会いたします。

議長 ただいまの出席議員数は25名であります。定足数に達しておりますので直ちに本日の会議を開きます。

なお、寺口友彦君、父、葬儀のため欠席、副市長、寺口議員御尊父葬儀のため欠席、消防長、公務出張のため欠席それぞれの届が出ておりますのでこれを許します。

議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は会議規則第81条の規定により、議席番号13番・関 常幸君及び議席番号14番・井上智明君の両名を指名いたします。

(「了承」の声あり)

議長 日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。

本臨時会の会期については、去る5月19日の議会運営委員会において協議していただいた結果、お手元に配付をした会期日程のとおり決定していただきました。つきましては本日の臨時会の会期は、本日5月25日の1日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって本臨時会の会期は本日5月25日の1日間と決定いたしました。

ここで病院事業管理者から就任のあいさつの発言を求められておりますのでこれを許します。登壇ををお願いいたします。

病院事業管理者 ただいま議長から発言の許可を得ました南魚沼市病院事業管理者及びゆきぐに大和病院病院長宮永和夫と申します。よろしくをお願いいたします。この4月から市長の方から病院事業管理者として任命を受けましたので、ここで一言ごあいさつを申し上げたいと思います。病院事業管理者として、この4月から全適になりましたので、ぜひ、この南魚沼市の市民の安心・安全を支えるよう充実させたいと思っておりますのでよろしくをお願いいたします。

なお、今まで病院の方では理念というものがありませんでしたのですけれども、4月から新しく全適になりましたので、新しい理念を作りました。これは6月の院内報の「みつば」の方にも出す予定にはなっておりますのですけれども、ひとつここでちょっとお披露目をさせていただきたいと思います。理念は、「私たちは自然のうるおいの中で、人それぞれの希望に満ちたくらしを支え、地域医療を推進します。」あわせて基本方針が五つほどありますので、これもちょうとお披露目をさせていただきます。基本方針の1は、市民の安全・安心を支える医療を提供します。2番、患者さま中心のチーム医療を推進します。3番、健康増進を目指し、予防医療の充実を図ります。4番、確かな知識と技術を有する心豊かな医療人を育成します。5番目、良質な医療を継続するため、経営の健全化に努めます。以上です。

これから全力でこういうかたちの基本方針及び理念について全うしたいと思っておりますのでよ

ろしくお願いいたします。

(拍手)

議長 日程第3、諸般の報告を行います。報告はお手元に配付のとおりいたします。

議長 お諮りいたします。本会期中の付議事件は会議規則第37条第3項の規定により委員長付託を省略し、また、市長の提案理由の説明は予算案件に限って行い、その他の案件については市長の提案理由説明を省略し、担当部長等による説明としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって本会期中の付議事件は委員会付託を省略し、市長の提案理由説明は予算案件に限って行い、その他の案件については市長の提案理由説明を省略し担当部長等による説明といたします。

議長 日程第4、第2号報告 専決処分した事件の承認について(平成21年度南魚沼市一般会計補正予算(第7号))を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

市長 おはようございます。第2号報告について、専決処分いたしましたものについてでありますけれどもご説明を申し上げます。今回の補正は平成21年度予算の最終補正でありまして、歳入歳出の確定見込に伴う主だった過不足額に係る歳入歳出予算並びに繰越明許費地方債の補正を専決処分させていただいたものであります。

主なものといたしましては、市税において個人市民税が1億円、固定資産税が7,500万円増額、法人市民税が8,000万円、たばこ税が4,200万円減額となり、総額で5,300万円の増額となりました。特別交付税が11億1,491万5,000円に決定し、2億5,491万円の増額であります。また、市町村振興協会から宝くじ基金交付金5,979万円の収入がございました。

歳出においては予防接種助成金の不用額により予防対策事業費を4,480万円、機械除雪費を2,300万円減額しその結果生じた余剰金5億2,739万円を財政調整基金へ積み立てました。なお、積み立て後の財政調整基金の残高は28億2,791万円余となります。

この他歳入歳出の確定見込みに伴う主な過不足額を処置し、歳入歳出総額にそれぞれ4億1,439万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を339億6,748万4,000円としたものであります。詳細につきましては総務部長に説明させますのでよろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

総務部長 第2号報告 専決第17号についてご説明を申し上げます。第2号報告の3ページをお開きください。専決処分書のとおり平成21年度一般会計補正予算の最終補正でございまして、確定見込みに伴い第1条で歳入歳出予算の補正、第2条で繰越明許費の補正、第3条で地方債の補正を専決処分させていただいたものでございます。

事項別明細書の歳入14、15ページをお開きください。それぞれ歳入の確定見込みによ

る補正でございますが、要点を申し上げますと1款1項市税で個人市民税の所得割の増による1億円の増、法人市民税で法人税割の部分で8,000万円の減額として2,000万円の補正ということにさせていただいたものでございます。

2項、固定資産税では家屋評価額の増により現年課税分で9,000万円の増、滞納繰越分で1,500万円の減額で7,500万円の補正でございます。

4項 市たばこ税では課税本数の減によりまして4,200万円の減額でございます。

次に2款では一番下の2項、自動車重量譲与税でございますが、確定見込みにより減額の2,940万円余りでございます。

16、17ページをお願いいたします。ここでは2款3項の地方道路譲与税から7款自動車取得税交付金までそれぞれ確定見込みによる増減補正でございます。

18、19ページをお願いいたします。このページでは大きなところでは9款1項の地方交付税で特別交付税の伸びにより2億5,500万円ほどの増で、102億6,900万円ほどとなったものでございます。

一番下の13款2項 国庫補助金2,067万円ほどの増であります。説明欄記載のとおり辻又地区の携帯電話基地局整備事業の請負差額の減の他、次のページ20、21の上段で地域活性化・きめ細かな臨時交付金の2次配分によるものでございます。

14款2項3目 衛生費県補助金では2,665万円ほどの減額であります。主な理由は新型インフルエンザのワクチンの接種者が少なかったということによるものでございます。

19款4項 雑入でございますが、「愛・天地人博南魚沼」の決算剰余金455万円ほどの追加でございます。これは最終的に1億1,455万870円ほどとなったことによるものでございます。新潟県市町村振興協会からの宝くじ基金交付金5,979万円でございますが、この協議会は新潟県内の市町村を会員とした財団法人でございます。寄附行為では市町村の健全な発展を図るために必要な事業を行うということで、主に自治振興宝くじの収益金を原資といたしまして融資 我が市も借りておりますが融資、それから交付金の市町村への配分などの事業をしております。オータムジャンボ宝くじの部分は従来から交付をされておりましたけれども、広域法人改革の関連ということで聞いておりますが、今般積立金としていたサマージャンボ宝くじの部分が交付金として配分されることになったものでございます。

20款 市債につきましては事業財源としての起債の増額でございます。

22、23ページ、3の歳出に移ります。第1款 議会費では昨年物故されました議員の報酬分の減額でございます。

第2款ではそれぞれ確定等による減額でございますが、6目 財産管理費の基金費で5億2,739万円余り剰余の部分を財政調整基金に積み立てるものでございます。

3款1項 社会福祉費では地域生活支援事業の利用者増による不足部分、心身障害者助成事業の不足部分の対応並びに高齢者等要援護住宅除雪援助委託料の不要な部分を減額させていただいております。

24、25ページでございます。第4款第1項 保健衛生費では事業量の減少から減額と

したものでございますが、大きな部分は新型インフルエンザのワクチン接種助成を主体とした予防対策事業4,480万円の減額でございます。

6款1項5目 揚水設備管理費では同設備にかかる修繕費並びに電気料の不用額の減額でございます。

第7款1項1目 商工業振興費は不況対策としての中小企業金融融資事業で信用保証料の補給金が、状況が落ち着いてきたということから1,700万円の減額でございます。

次の26、27ページをお願いいたします。8款2項3目 機械除雪費での不用分2,300万円の減額、4目ではきめ細かな臨時交付金を利用した市道改良で2,000万円、県事業確定による負担金の減が2,900万円の補正ということでございます。

10款2項 小学校費、3項の中学校費ではそれぞれ確定による不用額の減額でございますが、小学校費で1,800万円ほどきめ細かな臨時交付金を利用して、暖房の改修、車いす用のトイレ取り付けなどの改修でございます。

12款 公債費では次の28、29ページになりますが決算見込みでの長期債利子を補正減としたものでございます。以上が歳出の主な項目であります。

8ページに返っていただきたいと存じます。第2表 繰越明許費の補正でございますが記載のように追加、変更の補正をさせていただきました。

次の9ページでございますが第3表、地方債の補正でございます。事業確定見込みにより地方債の発行限度額を5,360万円増で38億990万円から38億6,350万円とさせていただいたものでございます。

以上から市長が提案理由で説明申し上げましたように歳入・歳出それぞれ339億6,748万4,000円とさせていただいた補正予算第7号でございます。以上雑ばくな説明で恐縮でございますが第2号報告の説明にかえさせていただきます。以上です。

議 長 質疑を行います。

岡村雅夫君 19ページの地方交付税が2億5,491万5,000円ということで、大半がこの額ですが、主なる理由と申しますかひとつ説明を願いたいと思います。

それから23ページの基金費ということで財政調整基金積立金ということであります。先ほどの報告では28億ちょっとということですが、どの程度を目標として積み立てをしているのかひとつお聞きします。今後こういったところにこれを使っていこうとしておられるのかお聞きいたします。

それからもう1点ですが25ページ、7款 商工費ですが、1,700万円の減であります。説明の中で落ち着いてきたという言い方をされましたが、要するに回復するというかたちではなくて、要するに底で落ち着いたというふうにとらえているのか。その辺こういった情報でこういった言い方をするのかひとつお聞きいたします。

市 長 お答えいたします。この特別交付税につきましてはご承知だと思いますけれども、なかなか算定をしたとおりに行くことはほとんど毎年少ないわけなんです。思ったより少なかったり、あるいは多かったり。では、どのような言葉は悪いですがけれども

さじ加減があるのか。これもやはり我々には全く不明なところでありますが、今、財政課長の方でちょっとつかんでいるという部分は、ダムの交付金、この部分が8,000万円ちょっとは増えているということです。

あとは前にもちょっと申し上げたとおりでありますけれども、私たちの市の実情をやはり総務省にきちんと訴えているということは、これは私は効果があるものだと思っております。申し上げているのは、私たちの市が実質公債費比率がこれだけ高い、この部分は他の市にはないこういう事情がある、ここをきちんとやはり配慮すべきではないか。普通交付税の方には出てきませんので、そういう部分はあるかと思っております。それがではいくらかといわれてもちょっとわからない。

それから今年は私たちの市は、一応予算の範囲で除雪費は済みましたが、一部のところでは大幅に除雪費が不足をした。これを特交で処置すべきだという動きもあったわけありますので、予算がどうだこうだということ以前に、豪雪地帯にはある程度の除雪関係の部分が合ったのかもわかりません。確たる部分はわかりませんが、やはり総務省といえどもその市の置かれている個々の立場を、やはり相当理解いただてきたという実感は私としてはあります。

基金であります。これはいくらが目標か、適切かということは特に設定してありません。ただ、前の財政シミュレーションで追っていきますと、21年度では確か9億円ぐらいに減る予定だったのです。それが今一応28億円までは積み上げができる。何に使うかといわれますと、この目的は財政調整基金でありますので、急の、緊急時の対応とか、あるいはどうしてもその年度に執行したい事業があるけれども、予算が、歳入が見込めない、その部分にあてようとかそういうことだと思っています。

これをではどんどん、どんどん例えば積み上げていってばかりでいいかといわれますと、そういうことではない。減債基金の方にも回すとか、あるいはこの基金を利用した市の皆さん方へのそれは単年度、単年度になりますよ。継続的にずっとなんていう事業はできません。そういう部分をあてるか。これはまたこれからの予算の推移、それから市民要望の推移によって決まっていくものだと思ってありますけれども、いずれにしてもここまで積み上げてきたというこれは、一にも二にも市民の皆さん方のご協力はもちろんでありますけれども、職員の不断の努力、そして議会の皆さん方からのそれぞれのご指導だというふうに思っております。

商工関係の方はこれは確かにそうなのです。今ここで納まっていると。上がってきたという実感は全くありません。景気がよくなってきたとか。ですから今年22年度分でも今3,000万円用意してありますが、この執行状況等はちょっとまた後で部長の方から答弁させますが、上がってきているという実感は今のところまだ持っていないというのが私の感じであります。以上であります。

産業振興部長 信用保証料の件でございます。今年の1月から4月までの状況をみますと、県のセーフティーネット認定の状況でございますけれども、昨年同期に比べますと、昨

年は1月から4月までで299件ほどだったのですが、今年が83件ということで比較的安定してきているということでもあります。決して底を打ったというような状況ではないと思いますが、当時のリーマンショック以来の部分まではまだまだ落ち着きませんけれども、ようやく安定してきたというような状況だというふうにご理解いただければと思っております。以上です。

岡村雅夫君 特交について非常に見込めないけれども思った以上に来たと、こういう感じだと思うのですけれども。私は、ダムの部分については、というような見解があるようでもありますし、もう少しやはり 　ここら辺の言葉であてずっぽうというような言い方 　あてずっぽうで何もわからないというような言い方ではなくて、今、実情を訴えたという話もありましたけれども、算定の根拠をきちんとたゆまずひとつ聞くと、あるいは伺うというかたちでこの特別交付金について、あるいは交付金については、今後やはり担当者としては特にその算定の問題。それによってまたもっと要するに政府がこういうところというのが見えれば、それは該当しているところをもっとあったなというようなこともあるかと思えます。やはりたゆまず根拠を探って、あるいは教授願って、そして算定をして請求をするという姿勢が必要かなというふうに思いますが、ひとつ所見を伺っておきます。

それから基金についてですが、市長、減債とかあるいは市独自なということでありましたが、今の最後の商工業者の問題とか、あるいは直接市民の問題とかそういうことで非常に市民は今あえいでおります。そういったところをつぶさに勘案した施策の、何と申しますか政策を立案する、その辺がやはり今後市職員にとっては大変重要な部分かなというふうに私は考えております。そういう点でひとつ実情を把握いたしまして、こういった基金を大事に使っていただきたいなというふうに考えますが、所見を伺っておきます。

市 長 前段の方は担当課長がちょっと申し上げますけれども、どういう算定をしながらいわゆる申請をしているのかという部分ですね。後段の方はまさにそのとおりでありますから。ただ、いつも申し上げておりますようにやはり一定限度というのはございます。要望がすべてもう全部通るか、こういうわけにはまいりませんのでそこはやはり財政規律もきちんと考えたり、あるいは公平・不公平という問題もありますし、ですけれども、市民の皆さん方のご要望には極力お答えをしていきたい、そういう思いであります。

何と申しますか、一つのことをやるために市民の皆さん方に犠牲を強いるとか負担を増やすとかということは、私の気持ちとすればそれはやはりやらないとそういう思いです。今までも財政健全化の中で市民の皆さん方からの負担とかそういうことを増額したり、あるいはサービスを落としたりということだけはしないで、ここまできたわけであります。そういう精神にのっとりながら慎重に、しかも有効に、それぞれまた政策を立てながら実行していきたいと。また皆さん方からもそれぞれご提言をお願いしたいと思っております。

財政課長 特別交付税の算定の件でございますが、議員もご承知のように特別交付税というのは交付税総額のうちの6パーセントが原資になってございます。そして全国的に通年度で、災害等で予期せぬ財政需要があったところを優先的に配分していくという中で配分が

決定されるものでございます。健全財政を保つために県なんかでも一応通常見込まれる額の80パーセントぐらいを計上せよという指導の中で、従来平成19年度でも10億5,800万円、20年度で10億6,300万円という推移の中で予算編成時も10億円程度はある程度期待しているのです。そういう事情の中で予算編成の中では8億5～6千万円の計上をしてあって、その結果として予想どおりに大体確保できてこういう結果になったということです。積み上げて交付されるという、結果的にはそうですが、性格上そういうことで最後にならないと国自身も各自治体の交付額がわからないという中で、なかなか今ご指摘のような点というのは、どうしてもやはり内輪に見ていく方が正しいのではないかというふうに考えているところです。以上です。

岡村雅夫君 今ほどの答弁の中で、特交についてはそれはしょうがないというふうに私は思うのですけれども、その主なる部分の交付税の問題でも、やはり非常に見込みがなかなか大変だという話も聞くわけであります。たゆまず何といえますか根拠の追求をしていかなければ、それが市の財政に及ぼす影響というのはかなり出てくるのではないかなというふうに思います。また、市長が今言われますように政策の展開でもそういうのが多分出てくると思いますので、やはり実情にあった政策をきちんと立案をし、そして算定いただいていっぱいもらってくるという姿勢は崩さないで頑張っていたきたいなというふうに思っています。よろしくをお願いします。以上です。

佐藤 剛君 2点だけお聞きいたしますが、1点目は21ページ。これは単純な質問なのですけれども、宝くじ基金交付金があります。これはサマージャンボの交付金、積み立てたものが交付されるということなのですけれども、この部分の用途、使い道、それは自治体の自由といえますか、何でもいいのかというところを単純にお聞きしたいというふうに思います。

もう1点。今ほど出ました財調基金の関係ですけれども、28億円どこまで積むか明確な基準はないというようなことなのですが、28億円といえますと基準財政規模は今、多分183億円ぐらいですので15パーセントぐらいですよ。こういう時代ですので基金が多い方が私はいいと思うのですけれども、財調基金をこういうようなかたちで多くしておく、何かのときに財調基金に頼ってしまう。そして日常といえますか平素の財政運営がそういうかたちになるというような、私は懸念を持っているのです。

ですので、28億円あるのであれば、私は基金はいいのですけれども、やはり中越地震を経験した自治体としては災害時のための基金、そしてまた財調基金、そういうような仕分けといえますかをして、財調は財調で、ある程度一般にいわれている7パーセントなり10パーセントなりというようなことで、財政運営を日常的なといえますか、平年の財政運営をするような体質にすることが大切なのではないかと、私は個人的に思うのですけれどもその辺の見解をお伺いしたいと思います。

市長 前段は後ほど担当部長がご説明申し上げます。後段の件でありますますがまさにそのとおりです。私たちも例えばこれが15億円だからそのまま使わないでいて、28億

円になったのだから残りの13億円使ってしまうとか、そういうことは全くありません。ただ、私が一番今懸念といいますか心配をしているのは、合併特例期間が終わった後ですね、10年後、特例債で24億円だったか合併振興基金は・・・24億円これは積んであるわけでありまして。今、繰替運用をしておりますけれども24億円。そして例えば今28億円ありますのでトータルしますと52億円ですか。それで特例債を使えなくなった翌年からもういわゆる事業というのは相当抑制しなければならないと数字上は出るわけです。予算のこの追い方では、事業費なんかいわゆる公共事業費といいますかそういうハード面の部分では半減ですね。

この辺をどうとらえるかということが私は非常に今、心配な部分があります。今ちょっとたまったから何でもかんでもどんどん使ってしまうなどという発想は全くしませんけれども、将来に備えてという部分は十分認識をしながら、意識をしながらやっていかなければならないと思っております。

ただ、どんどん、どんどん貯めてだけおけばいいということでもないわけでありまして、今おっしゃったように例えば1割としますと20億円前後でしょうか。この辺が適正規模なのかもわかりません。これはまた財政の専門家とよく相談をしながら22年度の補正、あるいは23年度の予算等の組み立ての中で、方向性をきちんとまた皆さん方にご報告を申し上げていきたいと思っております。

総務部長 交付金の使途でございますが、一般財源ということによろしいかと思うのでございますが、地方財政法の中の32条というところに当選金付証書の発売、いわゆる宝くじの収益金の部分がございます。当分の間、公共事業その他公益の増進を目的とする事業で、地方財政の運営上緊急に推進する必要があるものとして総務省より定めるといことになっておりますが、一般的な財源として使えるということでございます。以上です。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

議長 お諮りいたします。第2号報告 専決処分した事件の承認について(平成21年度南魚沼市一般会計補正予算(第7号))は提出のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第2号報告は提出のとおり承認することに決定しました。

議長 日程第5、第3号報告 専決処分した事件の承認について(平成21年度南魚沼市下水道特別会計補正予算(第4号))を議題といたします。本件について提案理由の

説明を求めます。

市長 報告第3号についてご説明を申し上げます。今回の補正は平成21年度予算の最終補正でございます。歳入歳出の確定見込みに伴う特定環境保全公共下水道事業に係る起債借入額を4,100万円減額し、その不足分を公共下水道建設基金4,100万円を取り崩し充当するものであります。詳細につきましては企業部長に説明させますのでよろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

企業部長 企業部長ですがよろしくお願い致します。それでは3ページをお開き願いたいと思います。3ページ、第1条につきましては財源内訳の変更というようなことで額は一定しております。それから第2条これは地方債の補正でございます。4,100万円の内容は後ほど説明をいたします。

それでは1項目しかありませんが10ページ、11ページをお開き願いたいのですが、歳入の関係でございますが5款繰入金、2目で基金繰入金というようなことで4,100万円を補正いたします。これは流域関連公共下水道建設基金というようなことで、4,100万円おろしますと残りが2,150万円というようなかたちになります。それから8款市債、ここに4,100万円を借りなくて先ほどの繰入金をそこに充当するというようなかたちになります。

それから12、13ページ支出の部でございます。これは財源内訳の方、特定財源の内訳のところ、地方債が4,100万円先ほどの繰入金4,100万円がここへ充当されるというようなかたちになります。これはどうしてこういうことであるかといいますと、借換債を発行したときに保証金免除というようなかたちで免除申請をしております。その関係で起債額が制限されております。それをオーバーした分をここへ今、当てたというようなことで起債額を4,100万円落として、基金の4,100万円をそこへ充当させたというかたちになります。これで計画どおりの起債高になっているというようなことになろうかと思っております。

それから戻りまして6ページの方をお願いしたいのですが、地方債の補正。これは2段目に特定環境保全公共下水道事業というようなことで、9億200万円の当初予定でありましたが、8億6,100万円に4,100万円減額をしてここで補正をさせていただきました。説明は先ほど言ったかたちで上限を超えたというようなことで、それを戻したというようなことですのでよろしくひとつご審議の上、ご承認賜るようお願いをしたいと思います。

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 お諮りいたします。第3号報告 専決処分した事件の承認について(平成21年度南魚沼市下水道特別会計補正予算(第4号))は提出のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第3号報告は提出のとおり承認することに決定しました。

議長 日程第6、第4号報告 専決処分した事件の承認について(南魚沼市税条例の一部改正について)を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

市民生活部長 第4号報告 南魚沼市税条例の一部改正についてご説明を申し上げます。今回の改正につきましては、地方税法等の一部改正をする法律それに伴う政令・省令等の改正が平成22年3月31日に交付されたことに伴う改正でございます。改正された法律、政省令等に基づき南魚沼市税条例の一部を改正する条例を3月31日付で専決処分により改正交付いたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定に基づき議会の承認を求めますのでございます。

お手元に条例の改正条文、それから新旧対照表、それに加えて改正理由を記載した別冊資料第4号報告資料、こちらの方の資料がついているかと思いますがご覧になっていただきたいと思っております。6号の次、最後についています。6号報告の次にまとめて付いてあります。ありましたでしょうか。それではそちらの1ページをお願いしたいと思います。

(1)から順次説明させていただきますが、(1)の第10条、第19条につきましては平成22年度地方税法等の一部改正に伴う条ずれを処理するものでございます。そこに参考といたしまして地方税法等の一部改正について記載をさせていただいてありますが、まず子ども手当の創設、それからそれに伴う16歳未満の扶養控除33万円を廃止すること。それから高校の実質無償化に伴って16歳から18歳までの特定扶養親族に対する扶養控除の上乗せ分12万円を廃止するというところでございます。この改正につきましては平成24年度分以降の個人市民税に適用されるということでございます。

その下の丸でございますが、生命保険料の控除の関係で介護医療保険料の控除が新設されるということでございます。控除の適用の限度額7万円については現行どおりなのですが、その内訳が上限それぞれ2万8,000円ずつになるというふうなことでございます。この改組につきましては、平成25年度分以降の個人市民税に適用されるということでございます。

それから(2)第25条の3の2及び(3)第25条の3の3につきましては、先ほど説明しました扶養控除の見直し後も市町村が扶養親族に関する事項を把握できるように、様式等の見直しを行うというものでございます。なお、その参考として記載をさせてもらっておりますが、扶養控除見直し後についても非課税限度額が維持されるということで、これに伴って個人市民税の課税最低限の部分に影響が出ないようには配慮するというところでございます。ただ、この処理の仕方、詳細につきましては、この改正は23年1月1日から適用され

ますが、それまでの間に政府の方で基本方針を今整理中だということでございます。

それから(4)番の第33条、第34条につきましては、現在65歳未満の給与所得者につきましては公的年金等に係る所得割額を、普通徴収の方法によって徴収しているわけでございますけれども、これを給与からの特別徴収の方法により徴収することができるようにするというものでございます。なお、納税者の申告によりまして普通徴収も可能というふうな内容になっております。この改正につきましては平成22年度分以後の個人市民税に適用されるということでございます。

2ページの方をご覧になっていただきたいと思います。(6)の方でございますが、第84条につきましてはたばこ税の税率を改正するというふうなものでございます。そこに記載してありますがこれによりまして1本5円程度の値上がりになるという見込みでございます。この改正につきましては、平成22年10月1日から適用されるということでございます。

それから(10)でございますが、附則第18条の2の2につきましては、非課税口座内の少額上場株式等の配当所得等に非課税措置を創設するというふうなことでございます。要件等はそこに参考に記載させていただいてあります。

それから(12)でございますが、附則第1条、施行期日につきましては平成22年4月1日の施行を基本に記載のとおり項目ごとに施行日を定めているということでございます。

3ページの方をご覧いただきたいと思います。(13)でございますが、附則第2条につきましては市民税に関する経過措置を定めたものでございます。

それから(15)第4条第2項につきましては、たばこ税の改正について業者の手持品についても差額分の課税を行うというものでございます。

以上で第4号報告 専決処分した南魚沼市税条例の一部改正についての説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長 質疑を行います。

中沢一博君 第10条の市民税扶養控除の廃止に伴いまして、前回も聞かせていただきましたけれども、前回の場合はすべて排除した場合は400万円年収で18万円くらい上がるのではないかなというような数字が出ております。けれどもこの場合、本市において大体年収400万円、またいろいろな部分をつかんでいる数字で、市民の方はどのくらい上がるというふうに推測されますか。市民生活部長知っている範囲でお聞かせいただければありがたいと思います。

市民生活部長 先ほど申し上げましたように、課税の限度額については特別な控除は得られるというふうなことでございまして、実際には所得の方に控除がなくなるというわけですので、その部分については課税として上がってくるということです。詳細について資料をちょっとここに持っておりませんので、後ほど調べて説明させていただきます。

牧野 晶君 結果的に似たり寄ったりの質問になっていくわけかもしれませんが、こういう所得によって違う市の料金形態というのがあるわけですが、例えば保育料とかあるわけですね。そういう点にも当然影響がある。今までは同じ額面所得だったけれど、扶

養が削られることによって保育料が変わっていくとかそういうことが私はあると思っているのですが、そういう点について実際やはり変わる点は出てくるわけですね。その点、ちょっと確認しておきたいなという思いがあるわけですが、よろしくをお願いします。

市民生活部長　　今ほどの件につきましてはそれぞれの担当、厚生労働省だとかそういった部分で、保育料だとかそれから福祉関係のサービスについて負担が増額しないようにそういった適正な処置をするというふうなことを聞いております。具体的なやり方につきましては先ほどの扶養控除の関係と同じように、これからになります。今、検討している段階でございますので詳細がわかりましたらまたご報告をさせていただきます。

佐藤 剛君　　1点だけ、3ページの中ほどに第5項、65歳未満のもので公的年金所得者に係る云々というところがあります。これについて普通徴収の方法による徴収は、22年4月30日までに申し出があるときということなのです。この時間、今は5月なのでこの今の時点でこういうところで実際上の問題といえますか、支障はないのかということだけ確認したいと思います。

市民生活部長　　65歳未満の年金からの特徴については今年度初めてというふうなことで、この4月から初めてになるわけですが、経過措置として4月27日というふうになっております。今後、来年度以降につきましては所得の申告だとか、そういった部分で納税者が意思表示をするようなかたちになります。この期限については今年度限りと。今年度の特例措置だということで、それ以降はスムーズに流れるというふうに思っております。

佐藤 剛君　　それで特例は今年度のみということですがけれども、今既に5月なのでその特例を今ここで4月30日附則の中で税条例の改正というようなことで・・・報告だからいいの。処置はしてあるのです。わかりました。すみませんでした。

議 長　　質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議 長　　討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

議 長　　お諮りいたします。第4号報告 専決処分した事件の承認について(南魚沼市税条例の一部改正について)は提出のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第4報告は提出のとおり承認することに決定しました。

議 長　　日程第7、第5号報告 専決処分した事件の承認について(南魚沼市都市計画税条例の一部改正について)を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

市民生活部長　それでは第5号報告　南魚沼市都市計画税条例の一部改正についてご説明を申し上げます。今ほど説明しました別冊資料の4ページをお願いいたします。そこに記載のとおりでございますが、平成22年度地方税法等の一部改正に伴う条ずれの修正というふうなことでございまして、これに伴って具体的に市の条例内容を改正するものではございません。

参考としてそちらの方に書いておりますが、国は固定資産税だとか都市計画税に係るいろいろな税負担の軽減措置を設けております。これの中で平成21年度末に期限が到来したものの半数以上を廃止するというふうな抜本的な見直しを行っているところでございます。

内容につきましては廃止される制度が11、延長した上で廃止される制度が7、それから縮減合理化される制度が5、延期される制度が10、拡充される制度が2というふうなことになっています。直接影響する部分としましては新築住宅の特例だとか、それから環境に配慮した建物の関係だとかというのが延長されるようになっております。

(2)に附則第1項としまして施行期日でございますが、この条例につきましては平成22年4月1日から施行するというところで、第2項につきましては経過措置を設けているところでございます。

以上で第5号報告　専決処分した南魚沼市都市計画税条例の一部改正についての説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議　　長　　質疑を行います。

牧野　晶君　これに直接関係はないので関連としてお聞かせいただきたいのですが、3月議会の中で都市計画税の廃止というのを23年もしくは24年ということで考えていたけれど、一部それこそ償却資産の方からいろいろな話があって、ちょっと考えがクエスチョンマークが出てきたというふうに市長の方から感じられたわけです。あれから3カ月もたっていますし、やはり私は都市計画税の用途地域、要は市長の方も認めておられるように都市計画税の昔は目的を持ってしっかりとして徴収していたが、今では都市計画用途地域以外のところでも事業ができることになったということで、都市計画税の優位性というのが失われてきているというふうなものも過去の議会で発言されたわけです。そういう点を踏まえてあれから3カ月たちますが、どのような考えになってきたのかについて、またお考えをお聞かせいただければと思うのですがよろしくお願ひします。

市　　長　　あれから3カ月たちましたけれども、まだ3カ月しかたっていないわけでありまして、具体的にどうする、こうするということの検討はまだその後は進めていません。ただ、あのとき申し上げましたように、私は最初は廃止した部分を固定資産税に数パーセント上乘せして皆さんで負担していただきたい。この都市計画税の財源をそっくり失うということは避けたいということは申し上げてきました。

それがそれをやりますと償却資産部分に過大になっていくということが判明しましたので、しからはどうすればいいか。今年が22年度でありますから2年度中ぐらいにやはり方向性は出したいという思いですが、用途地域内だけで都市計画税をとということについて、議員お

っしゃったようにもうここ数年は、ただ、そのときに事業をやった返済はまだ残っているわけでありまして。返済はですね。都市計画税の お金に色がついているわけではありませぬので、どうだこうだということは言いませんけれども その財源のほとんどはいわゆる建設した際の起債の償還にあてられているというのがほとんどでありますから、100パーセント以上ですね。ですので、そういうことも考えながらやっていかなければならないということでもあります。

ただ、都市計画税そのものをもう時代のすう勢には合わないという認識は持っております。ですので、それ以上のことはまだここではちょっと申し上げられませぬけれども、認識は共有しているという思いであります。

牧野 晶君 市長の気持ちというのはわかった点があるわけですが、やはり不均一課税という不公平な税制になっているので、市長の今の発言だと22年度中に考えていきたいというふうな。ということは少なくとも23年というような変更はないのではないのかなと私はとれるように思ったのですが、不公平なのは一刻も早く、要は払う必要がないとかそういうふうな点は一刻も早く解消していかなければならないと私は思います。やはり税の公平性とか行政の公平性という点でしっかりと考えていきたいということと、あとは過去にやったものの償還をしているというその説明がされました。では、例えば道路分担金は1年で終わるわけですね。一発で終わるわけですから、それだって返済しているわけですね。そういう点も踏まえて考えていく点も重要ではないかなというふうな私は思いがあるのです。答弁はいりませぬのでよろしくお願ひします。

議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議 長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議 長 お諮りいたします。第5号報告 専決処分した事件の承認について(南魚沼市都市計画税条例の一部改正について)は提出のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第5報告は提出のとおり承認することに決定いたしました。

議 長 日程第8、第6号報告 専決処分した事件の承認について(南魚沼市国民健康保険税条例の一部改正について)を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

市民生活部長 第6号報告 南魚沼市国民健康保険税条例の一部改正についてご説明を

申し上げます。先ほど見ていただきました別冊資料の5ページをお願いしたいと思ます。

(1)で第3条第2項、第3項の関係でございますが、国民健康保険につきましては年々医療費が増加をしているということで、課税総額につきましても増額しておるところでございます。基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額、この課税限度額を引き上げることによりまして、中所得者の負担を軽減するというものでございます。基礎課税額につきましては47万円を50万円に、後期高齢者支援金等の課税額につきましては12万円を13万円に引き上げるものでございます。

(2)で第11条につきましては(1)番の課税限度額の引き上げに伴って保険税の減額の際の金額を修正するものであります。

なお、参考として記載してありますが、国は所得割で構成する応能割と被保険者均等割及び世帯別平等割で構成する応益割の比率を基本的に50対50というふうにしてありますが、応益割合が45から55パーセント未満でないとい7割・5割・2割の減額を適用できませんでした。課税総額が増加していく中で50対50を維持していくことは、低所得者の負担を増さざるを得なくて、そこで地方税法等を改正し、応益割合に関係なく市町村の判断によって減額割合を選択できることにしたというふうなことでございます。南魚沼市の場合は従来から50パーセントを標準にやっておりますので、これに対する変更等はございません。

(3)番で第11条の3及び(4)第11条の4につきましては、会社の倒産等によって辞職した方の国民健康保険税を計算する場合、前年の給与所得を100分の30として計算して負担の軽減を図るというものでございます。なお、この軽減を受ける際には本人の申告が必要だと、申告制度だというふうなことでございます。(6)で附則第1項、施行期日でございますが、この条例は平成22年4月1日から施行します。第2項で経過措置を設けています。

以上で第6号報告 専決処分した南魚沼市国民健康保険税条例の一部改正についての説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議 長 質疑を行います。

岡村雅夫君 昨日も若干お話をした件であります。軽減割合を受けるにあたってその前の段階で申告をしなければならないということです。申告書を配られてもなかなかその意味合いがわからなく申告をしていない方がいました。そうした中でちょっと調べていただきましたら、軽減が保留になっているということでありました。軽減が保留ということは標準で多分課税されているものと思います。たまたまその人は所得もなく非常に大変な世帯でありました。二人暮らしなのですが、もし、けがをしたり病気になったりして医者にかからなければ大変だということで国保だけは納めなければならないと。年金はともかくとしてもという実情でありました。

私は要するに申告をしていない人をどういう手配をして、その実情を探っているのかというのにちょっと疑問を抱いたわけでありまして。払えなくて滞納している人は1年たつと何ら

かの督促なり、あるいは保険証の発給が困難だからひとつ庁舎へ来てくれというような通知ができるかと思えます。あるいは納税の相談なり、あるいは徴収なりに何うと思うのです。納めていた人は、四苦八苦して納めていた人というのは何の恩典もないのではないかなというふうに私は感じたのです。

いろいろコンピューター等でIT化されて事業がきちんと進むようになってきているかと思えますけれども、そういった盲点についてはやはり訪問なりをし、そしてあるいは他の税とか滞納状況もあつたりするかと思えますので、無申告者等については非常にそういった措置が、連携が取れていないなというふうに私は感じました。税務課とそれから国保係との連携はどうなっているのか。その辺をひとつお聞きしたいなというふうに思えます。

当然こういった軽減がありますと、7割・5割・2割がありますといっても、納める人はほとんどそこまでの感覚がない人であったわけであります。そういったその連携というのはどういうふうにこれから、私はひとつ本気になって考えていただきたいなという部分かなというふうに思っていますが、よろしく願います。

市民生活部長 無申告者の関係でございますが、そういう方については当然軽減措置を受けられないというふうなことで、ぜひ、申告をしていただきたいなというふうに思っておりますのでございます。今、大体1,000件ぐらい無申告の方がいらっやって、私ども税務課の方で個別に申告をしてくださいよという通知を出させてもらっています。それに伴ってその1,000件のうちの400件ぐらいが、今回提出したというふうなことでございますので、私どもこういった取り組みをさらに強化をしていきたいというふうなことでございます。

先ほど納税相談の話もありましたが、やはり義務だけはきちんと果たしていただいて、そして受けられる軽減なりいろいろな手当を私どもと一緒に相談させていただきたいというふうに思っております。また、そういった具体的なそういう方がいらっやるようでしたら私どもに教えていただければ、また連絡を取ってそういった話もさせていただきたいと思えます。

あと、保険税のいろいろな軽減措置については、機会あるごとにピーアールをさせていただいておりますので、またそれらを継続してやっていきたいというふうに思っているところです。(「税務課の対応の関係はどうですか」の声あり) 今の話で税務課です。

(「それを部長が答えたということですね。わかりました」の声あり)

岡村雅夫君 先ほども一言ふれましたけれども、IT化されてもそこに並んでこない、要するに出てこない部分だなというふうに私は思っていますが、今、件数を聞きましてさらに驚きました。たまたま所得があつても申告しない人は標準でやっていただければ、多分標準だと思えますけれどもその辺も確認したいのですが。標準であればそうした人たちはえらい軽減を受けていることになりまして。

ただ、私はそういった書類が来てきちんと対応ができる人、延滞税がかかる、何々がかかるという話もみんな理解できる人というのは急いでやりますよね。その方々がこの400件

だと私は思っています。あの方々がなかなか税制度とあるいは社会の仕組みと、まあ迷惑をかけないように一生懸命働いてまんまを食わねばならんという必死になっている人というのは、やはりこの600件の中になんか含まれているのではないかなというふうに思われますので、私は個別にこれは早急にやはり対面すべきではないかなと。そして実情を把握して、納税相談に積極的に応じて制度を知らしめて、これにはこうしてもらわなければならないがわからないときは来てくださいと、持ってきてくださいと。ただ、放置しておくだけではなくて、そういうやはり措置が必要かなというふうに感じましたので、ぜひ対応していただきたいというふうに思います。

市民生活部長 無申告の方については所得がゼロになりますので、それに基づいて課税させていただくというふうなことでございます。今ほどの取り組みにつきましては、そういったことで私どもも感じておりますので、強化してまいりたいというふうに思っております。

岩野 松君 私は今まで7割・5割は、市の方からそういうかたちでもう機械的にできるというふうに聞いたことがあったのですけれども、2割に関してはそういう申告をしなければならぬというふうに理解していたのですが、すべて申告制度であってその該当者のところへは何らかの通知が行っていると理解していいのか。ちょっと詳しくお聞かせください。

税務課長 今、ご質問のとおり基本的に機械操作というものは、所得税とか所得額とかというものが自動的に出ています。それと付き合わせた中で自動計算で金額が出てくると。また、この7割・5割・2割という申請の中でそれが出るということでございまして、所得税の証明とかここに申告が出ていないものについてはその中に入りませんので、先ほど来、質問のあります課税というかたちの中で、課税が最初に出るというかたちになっております。

その中でも先ほど部長の申し上げましたとおり、私どもの方から所得が出ていない方については住民税、個人に通知を差し上げまして出してもらっている方が、先ほど400件と言いましたけれども300から400というかたちで出ているわけです。修正申告はできますので今後ともそのようなかたちの中でお願いしていきたいし、また、その辺の手当について強化していきたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 お諮りいたします。第6号報告 専決処分した事件の承認について(南魚沼市国民健康保険税条例の一部改正について)は提出のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第6報告は提出のとおり承認することに決定いたしました。

議長 休憩といたします。休憩後の開会は11時ちょうどといたします。

(午前10時40分)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時00分)

税務課長 先ほど質問があった内容等についてちょっと補足説明をさせていただきたいと思えます。扶養控除の33万円減額につきましては、所得税にしますと5パーセントになりますので1万6,500円、市税にしますと10パーセント、3万3,000円という結果になります。それから扶養控除につきましては、例えば夫婦二人の場合、高校生、中学生がいた場合と、夫婦に子ども二人という場合に270万円の所得の場合には195万円に低下はしますけれども、限度額というものが設けられておまして、改正前が270万円、改正後は195万円となりますけれども、非課税限度額が271万4,000円ということで基本的に所得の方には大きく影響はしないというふうなかたちになっております。

それから7割・5割・2割の先ほどの説明ですけれども、基本的には7割軽減が今2,000件、5割軽減が500件強、2割軽減が1,100件というかたちになっておりますけれども、これについては先ほど申し上げましたのは個人住民税で約1,000人の方は申告がないということでございます。

それで今現在では平成21年度の累計では200世帯と。無申告者への連絡を今出しているところでございます。所得割についてはゼロとなっており、応益と応能だけもらっているということでございます。軽減の保留という私どもの考え方ではなくて、所得が不明なので仮税額に近いイメージというかたちで出しているという内容になっておりますのでよろしく願います。以上です。

議長 日程第9、第7号報告 専決処分した事件の報告について(権利放棄について)を議題といたします。本件について説明を求めます。

総務部長 第7号報告 専決処分した事件の報告についてご説明を申し上げます。本件は平成16年12月議会におきまして議決を賜りました市長の専決事項の指定第5項の規定に基づきます、1件50万円未満の権利の放棄について平成22年3月31日に専決処分をさせていただきましたので、ご報告を申し上げます。

3ページ、専決処分書をお開きください。「記」以下に記載がございますが、権利放棄をさせていただいたものは、給食費で4件、合計9万3,530円。水道使用料で112件、合計327万5,775円。病院の料金で4件、合計で69万1,870円でございます。なお、5ページに債務履行不能理由別放棄債権の状況が記載されておりますので、あわせてご覧をいただきたいと存じます。また、債権別、債務者別、それから年度別放棄債権の状況一覧表は、企画政策課において保管をし閲覧ができますのでご覧をいただきたいと存じます。

給食費については実員2名、平成17年、平成18年、平成19年の各年度の債権でござ

いまして、生活の困窮の理由で債権回収をすることができなかったものでございます。2年の債権消滅時効期間を経過しているものでございます。状況が改善し、債務履行が見込めませんのでここで処分をさせていただいたものでございます。

水道使用料につきましては件数は年度別の件数でございます。実人員は71名でございます。平成11年度から平成19年度までの債権で、死亡、所在不明、倒産、無財産などの理由により債権回収ができなかったものでございます。2年の債権消滅時効期間が経過をしておるところでございます。債務の納付、債務を納付することが見込めませんので処分をさせていただいたものでございます。

次に病院の料金につきましては実員4名でございます。平成16年度の債権で死亡、所在不明により回収ができなかったものでございます。3年の債権消滅時効期間が経過をしているところでございます。債務を納付することが見込めませんので、同じく処分をさせていただいたものでございます。

以上三つの事案につきましては、いずれも徴収活動をしてきたところでございますが、今後債務者が時効の援用を行わず、債務を納付することは見込めませんので債権の放棄ということにさせていただいたものでございます。以上で説明を終わります。

議 長 質疑を行います。

牛木芳雄君 この資料の5ページですが、ちょっとお伺いをしたいのですけれども、(2)の種類の中に徴収費用の過大というものがあります。これは金額を件数で割りかえせば出てくるわけですが、いわば飴の銭より笹の銭ということになるか思うのですけれども。この姿勢としてどういう姿勢 例えば1,000円の債権を回収するのに3万円、5万円かかるからというのであるか。あるいはそれほどかけても我々の姿勢としては、お金をかけてもいただくのだ、徴収するのだというその辺の意気込みといいますか、そういう気持ちの在り方といいますかをどこに置いているのかお聞かせいただきたい。

それから(3)の死亡というものは3件ありますね。これは全くもう一人で他に例えば支払う親族等がいなくてだめなのか。この辺もお聞かせいただきたい。

総務部長 おっしゃるように徴収費用過大と申しますのは、例えば新潟県以外のところに所在を仮にしているといたしまして、水道料でございますので2,000円あるいは1,000円ということでございます。これは基本的にはお支払いいただくということがルールでございますから、当然先ほど申し上げましたように個票によって郵便送達をするとかという手はつくしているわけでございますので、費用対効果からいってそこまで出かけてということにはならないのだろうというふうに思います。基本的には徴収をするということは、議員がおっしゃるようなお考えと同じだというふうに思っています。

それから死亡につきましては、3件死亡があるというふうに私も伺っておりますが、債務でございますからそれをそっくり相続をしたということになれば、相続権者に当然いくわけでございますが、申し上げましたようにいずれも途中までは一生懸命徴収活動をやった部分でございます。今般、時効を迎えておりますので、仮にその方が資力があっても時効

の援用をされてしまえば、そこで徴収できないという状況でございますので、ここで放棄をさせていただいたということでございます。

牛木芳雄君 先ほどの2番目の徴収費用の過大のことですが、いろいろなもので滞納があったり納めなかったりということが、これからも多分国保の中でも出てくると思うのです。軽微な金額の安いものに対して、やはり私は安くてもその姿勢をきちんと見せると。姿勢を見せるということが大事だなと思っている。もし、私であれば、例えば費用がかかってもいただく。それがやはり税の公平、あるいは負担の公平性から見た場合に、軽微なものであるから逃げ得をしたというようなことにならないような、予防的なことにつながっていくのではないかというふうに思っていますが、もう一度お願いいたします。

総務部長 まさにそれは私どもも、おっしゃるとおりで考えているわけございまして、公平性からいって仮に1円であろうが500万円であろうが、同じ態度でいただくということは執行しなければならないというふうに思っております。ただ、先ほど申し上げましたように、本件についてはいずれも時効を迎えておりますので、先ほど申し上げたようなことだということをご理解をいただきたいと思えます。以上です。

牧野 晶君 5ページの1番の給食費についてちょっとお聞きしたいのですが。生活困窮ということですが、生活困窮というものは17、18、19でわかるわけですが、就学援助制度があるわけですね。就学援助の方は今度は同意書をもって差し引いてやっているということになっていると思うのですが、そういうふうにお聞きしているのですが、まずその確認をさせてもらって。17、18、19ということなので、多分この問題がおきたのも、そういうふうにしてきたのも、この後になってきたと思うのです。今後例えば生活困窮でこのこういうものが出ないのではないのかなと。それが例えば徹底していれば、言われている点としては要は就学援助制度で同意書をもって相殺できるようになっていけば、生活困窮のこれは出てこないと思うのですが、そのところのご答弁をちょっといただきたいのと・・・そこだけでやめておきます。

教育部長 牧野議員の言われるとおりでございます。ただ、差額が若干出ます。その分の全額ということではありませんので若干は出ます。今後そのように金額がかさまないように対応していきたいと思っております。以上です。

牧野 晶君 2点あると思うのですが。若干足りないということで、同意書をもっているということはちゃんと債権をもらっているということですね。なので、時効の援用はどんどん延びていくので、まず考えようによってはちょっとずつ増えていくかもしれないですけれども、時効の援用というのはまずならないという点がある。

同時に、ちょっと斜め上からの視点で考えれば、要は就学援助をしても払えなくてどんどんたまっていくということは、制度的に問題があるのではないのかな、という点も出てくるのではないのですかね。どうなのですか。

そういう点、例えば給食費が4,000円で就学援助が3,600円。それで生活困窮というふうにかつ落とすので400円はずっと積み立てて、これをすんなりと学校教育課と

いか市の方で認めるとなると、要は生活困窮ということがわかっていながら400円の手当をしなかったということで、逆に就学援助が足りないのではないかというあからさまなそういうふうにもなっていくという視点にもなってしまうのではないのかなと、私は思いがあるのですが。意味はわかりますか。(「はい」の声あり)

そういう点について2点。逆の意味でまず時効にならないという点もあるし、次これが出てくる時はその同意書をやっている中でやっていけば、市の方での制度的な不備が明確になっていくという思いがあるので、抜本的な対応というものも必要ではないのかなという思いがあるのです。どちらの方で考えておられるのか聞いてみたいなと思うのですがお願いします。

教育部長 言われるとおり就学援助は給食費だけではなく、教材費とかがあります。だから金額によって全額イコールではない査定でいっていますから、結論からいうと今言われるように100円足りなくても就学援助費にちょっと問題があるのではないかという言い方をされるとそこはそうなのですが、やはりその微調整についてはきちんとはなかなかできないということを行っているのです。

それと、今ほど我々は就学援助を学校の口座に入れるということで、納入額の請求する額が少なくなっていますから、先ほど私が微々たる残るという話をしていますが、集金はしやすくなってるもので、徴収できないという可能性は極力少なくなっていくというふうに思っております。以上です。

岡村雅夫君 2点お聞きします。(2)の水道料についてです。所在不明というようなこととかありますが、徴収費過大とあります。私はちょっと区分けをするのは悪いとは思いますが、要するに従来から市に在住している方、また外来者と言っていいかどうか、マンションを購入したとかそういったかたちで移入された方なのか。その辺はやはり明確にしておいた方が考えがまとまると思うのですが、ひとつお願いします。

もう1点、病院の問題です。病院は死亡するぐらいになると入院というかたちだと思のですが、入院する時には保証人を立ててということであります。その保証人ということが履行されないという結果なのか、身寄りがない人は保証人をとらないのか。その辺をひとつ、なぜこうなったのかお聞きいたします。

大和病院事務部長 ご質問の病院の入院に関してでございますが、この当時は保証人をとっておりませんでした。そういう不都合がございましたので、一昨年から保証人を立てて、身内のない方でも例えば本家さんですとか親戚ですとか、そういう方から保証人になっていただいて自覚をしていただくと。そういうかたちでやっておりますので、最近は減ってきたように思っております。ちなみにこの今3件の死亡者がございますけれども、この3名共に生活困窮者でございます。以上です。

水道課長 岡村議員さんのご質問にお答えします。所在不明ということでございますけれども、これは我々は住基に基づいてその方々を最後まで追いかけるわけなのですけれども、追いかけれない場合がございますのでそこまで、先ほどちょっとお話がありましたけれどもストップをせざるを得ないというお話になります。それで私どもは最初からそういうふ

うな兆候が見られる会社等、アパート等々については厳重に管理しておりますけれども、それに追いつかないのが現状でございますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

岡村雅夫君 よくマンションなんかは今はずく売買されたりして、要するに持ちこたえられなくてという方々なのか。今、アパートといわれますと、アパートも個人になっていますけれども、そこには管理というか持ち主がいるわけですよ、ですからアパートの人たちが多いのか。逆に言わせてもらうと、あるいはマンション関係の方々が多いのか。あるいは普通に生活している市民の方でこういう結果に至ったということなのか。その辺をひとつ区分けがしておられたらお聞きしたかったということですがひとつ。

総務部長 私は先ほど企画政策課の方で見られるということをおし上げました。見ていただければわかりますが、それを手元に持っておりますので散見をしますと、おっしゃるようにマンションあるいはアパートの入居者の方というのが多く見受けられる。件数は今ちょっと私、数えていませんが、おっしゃるようにそういう人が多いという実態にあります。以上です。今の議案についてですが。

議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

以上で第7号報告 専決処分した事件の報告について(権利放棄について)の報告を終わります。

議 長 日程第10、第48号議案 病院事業管理者の設置に伴う関係条例の整理についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長 第48号議案 病院事業管理者の設置に伴う関係条例の整理についてご説明を申し上げます。本件は病院事業管理者の設置に伴う関係条例の整理に関する条例をご決定いただきたいものでございます。3月定例会で病院事業の地方公営企業法の全部適用に関する関係例規の整備をご決定いただきまして、4月1日から病院事業管理者を置いたところでございます。今般その例規整理の際の検索もれが発見されましたので、まことに恐れいりますがここで改めさせていただきますものでございます。

第1条で南魚沼市情報公開条例の一部改正、第2条で南魚沼市個人情報保護条例の一部改正、第3条で南魚沼市職員の自己啓発等の休業に関する条例の一部改正をお願いするものでございます。いずれも市長部局であった病院事業が、事業管理者を置くことにより水道事業に同じく業務執行については事業管理者を代表とするということになりますので、第1条及び第2条関係につきましては、実施機関に新たに「病院事業管理者」の文言を加えるものでございますし、第3条につきましては「病院事業部局」の文言を加えるものでございます。なお附則でございますが、公布の日から施行をさせていただきたいものでございます。

以上でございますが、大変お手数をおかけしてまことに申しわけありませんがよろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。以上です。

議 長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議 長 討論を行います。討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議 長 お諮りいたします。

第48号議案 病院事業管理者の設置に伴う関係条例の整理については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第48号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第11、第49号議案 南魚沼市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市民生活部長 第49号議案 南魚沼市国民健康保険税条例の一部改正について、提案の理由を説明申し上げます。今回の南魚沼市国民健康保険税条例の一部改正につきましては22年度における国民健康保険税課税に係る個人所得等が確定いたしましたので、国民健康保険特別会計予算において、税に依存する額を満たす税率につきまして試算をいたしました。平成22年度につきましては引き続き雇用情勢や経済不況の影響を考慮し、基金から最大限の繰り入れと前年度繰越金を財源充当することによって、国保税の税率について最小限の引き上げにしたものでございます。

お手元の方に改正条例の他に新旧対照表、及び第49号議案資料ということでお届けしてあると思いますが、そちらの方をご覧になっていただきたいと思います。そちらの資料2をご覧いただきたいと思います。6ページでございます。そちらの方に税率改正の要否と試算の概要ということでございますが、最初にお話しておきますけれども、この前提として基金を当初予算で1億円、さらに今回平成21年度決算見込を考えながら1億5,000万円を増額しまして合計2億5,000万円の繰り入れというふうなことで考えております。また、平成21年度からの繰越金を当初予算では3,000万円計上しているというふうな内容になっております。

収納率についてでございますが、21年度の徴収実績等を考慮しまして、前年度比0.5パーセント減の91.5パーセントということで計算をしております。その表の1の医療一般分の表の方を見ていただきたいと思います。に課税所得、それから に被保険者数、で世帯数というふうなことでありますが、それぞれ前年に比べて減少しているという状況でございます。逆に の賦課総額については6.8パーセントの増額ということで、負担をお願いする額が増えたのかかわらず、逆にその元になる数字が減っているというふうなことでございますので、大変厳しい状況だというふうに認識をしております。この条件により現行の

税率のままで計算しますと、約2億3,000万円財源が不足するというので、この2億3,000万円の増額改正が必要だというふうな状況でございます。

ページ7をお願いしたいと思います。税率改正の要旨ということでございます。1番の基礎課税分の税率につきましては、所得割を5.47パーセントから6.86パーセントということで1.39ポイントの増。それから均等割を2万2,600円から2万5,200円と2,600円の増額。それから特定世帯以外の平等割を2万800円から2万2,300円と1,500円の増額。特定世帯の平等割を1万400円から1万1,150円と750円の増額。軽減税率につきましても同様に改正をしております。それから賦課限度額につきましては専決処分のとおり3万円の増額を行っております。

2番の後期高齢者支援金分でございますが、所得割を1.84パーセントから2.25パーセントと0.41ポイントの増。均等割を1万100円から1万1,100円ということで1,000円の増額。軽減税率につきましても同様に改正するものでございます。それから賦課限度額につきましては専決処分のとおり1万円の増額を行っております。

3番の介護納付金分でございますが、所得割を1.49パーセントから2.01パーセントということで0.52ポイントの増。均等割を1万2,900円から1万4,400円と1,500円の増額。軽減税率につきましても同様に改正しているところでございます。賦課限度額につきましては10万円で据え置きというふうになっております。

8ページの方をお願いいたします。国民健康保険税の推移ということで20年度からの経過を記載しております。医療一般分、及び支援金一般分につきましては、20年度、21年度と据え置きになっております。介護世帯分につきましては平成21年度に精算納付金の増額に伴って税依存額が減少したということで、税率の引き下げが行われたというふうなことでございます。表の一番下段の合計欄でございますが、平成22年度における国民健康保険税全体では黒の太線で囲ってありますけれども、世帯割で1万5,036円、一人当たりで9,599円、所得割で2.32ポイント、均等割で5,100円、平等割で1,500円がそれぞれ増額となるものであります。医療一般分での応能と応益に係る負担割合であります。応能、所得割ですが50.02パーセント、応益割が49.98パーセントというふうになっております。そのうち均等割が35.02パーセント、平等割が14.96パーセントということでございます。

改正条例本文に戻っていただきたいと思いますが、条例につきましては今ほど説明したようにそれぞれ額及び率の改正を行うものでございます。附則といたしまして施行期日ありますが、この条例は公布の日から施行するものであります。2項、3項につきましては適用区分について規定したものであり、改正後の規定につきましては平成22年4月1日から適用し、平成21年度分までにつきましては従前の例による規定であります。以上説明を終了しますが、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議 長 質疑を行います。

岡村雅夫君 説明資料の6ページを開いていただきたいのですが、先ほど説明がござい

ましたが、1の、についてには減額になってきている、要するに落ち込んできているということです。そうした中で私は逆に計算をしてみました。賦課総額を課税所得、これは12.8パーセントも減っているわけでありますが、要するに皆さんの懐が12.2パーセント少なくなったということです。それをで割ってみますと、平成21年度が9.3パーセントであります。負担率ですよ、所得に関する賦課額は9.3パーセント。そして22年度については11.4パーセントになっています。

そして私はそれをでは22年度と21年度とどれだけ負担感が増したのかなということで、22年度割る21年度をやってみました。要するに11.4パーセント割る9.3パーセント。22.5パーセントの負担増であるなど。要するに懐が小さくなってきたところで、賦課額が上がってきているわけですから、非常に単純にこれは表を見ると6.8パーセントの増だというように感じてとらえてはならないなというふうに私は感じました。

要するに当初予算の中で市長は言いましたけれども、2割も上げなければならないところをどこまで抑えられるかだというような話があったかと思うのですが、私はこの負担感はただごとではないなと。今でも国保が高くてなあ、という話は皆さんします。そしてこれを納めなくていいならば、という話も出ます。しかし皆さん、こうした中で私は6.8パーセントに抑えたからよしということでは、ますます滞納も増えたり、あるいは払いたくても払えない人というのが出るのかなというふうに懸念をします。結果どういう考察があったかひとつお聞きしたいと思います。

もう1点は、当初予算の中で私、資格証の扱いについては検討していただきたいという話をしました。当時137人の資格証、要するに窓口で100パーセント、実費を納めなければ医者にかかれぬ保険証であります。その人たちの収入、137人の収入状況というものをみますと、100万円以下の方々が40パーセント、56人いますね。それから100万円から200万円の方が、要するに200万円以下の方々を計算しますと69パーセントの方々がそういった状態にあると。

そしてその人たちが保険料を払う能力があるかどうかという判定をしてみれば、あるいは徴収に、納税相談に伺えばほとんど無理だろうなという答弁も多分あったかと私は思っていますが、そうした人たちにあえて資格証を渡さなければならないのか。私はそうではなくて、この皆保険の精神からいえば、保険証をやって3割負担でかかっていたかと。そして重病にならないようにしていただくという姿勢が必要ではないかというふうに、私は当初予算のところで討論でも参加してやったつもりですが、その考察はいかがなものか。ひとつよろしく答弁をお願いします。

市長 何ていいますか、国保税の上がる分の率そのものが6.8と、それはそれで数値として出てきているわけですが、今、議員がおっしゃったように入る部分は減る、出る部分は増えるということですから、そういう逆算をすれば22パーセントなのか25パーセントなのか。私はそこまではじいてはみませんけれども、いずれにしても危機的な状況にあるということだけは認識をしているわけでありまして。この後の予算の中でもまた申し上げま

すけれども、国保をどういうふうにもっていかっていくべきかということも考えなければならぬ。これは私どもの市ばかりではなくて、もう全国的に確かそういうふうになっていっていると思う。制度がそうですからね。もう高齢者というか職のない人、そういう人たちが入る制度ですから、もうある意味で破たんするのは目に見えているような感じがするのです。

ただ、さっき言いました説明があったように徴収率が91.5。ここも非常に大きな部分なのです。これが例えば95なり98なりいくとすれば、相当の軽減にまたなっていくわけでありまして。ですので、この皆さん方の部分をまじめに納めている方が負担をしているという、こういう現実もあるわけです。では一般会計からどんどんつぎ込めばいいか、それも今人数としては3割 3割だったかな大体、全体の市民の。その皆さん方の部分を一般会計というか、一般の皆さんの税金でどんどんやっていっていいか、これも非常に異論のあるところだと。

ですので、方向性をどういうふうにもっていくかということは今年1年をかけて、23年度からこうしたいという部分は打ち出していかなければならないと思っていますけれども、非常に厳しい負担増という部分についてはそういうふうに私も認識はしております。

後段の方ですけれども、まさにそこが考え方の違いでありまして、互助ですから、それは当然互助です。ただ、本当に納めたくても納められないという皆さん方を助けていくのはそれはそうです。納める能力があるのに納めていないとか、そういう皆さん方まで助ける必要はないわけですね。そこが非常に難しいところなので、きちんとした理由があって生活困窮でも収入が少なくても結構ですよ、それはきちんと納税相談の時には話をしながら、実際そういうことであればそれは減免をしているわけですから。常にその資格証の数がこうだからこうだと数だけで言われても、やはり内容はそう岡村議員が思っているように単純なものではありませんので。本当に救わなくてはならない部分と、いくら何でもここまではという部分が出てくるわけですから、その辺は吟味をしながらやっていこうと思いますけれども。

基本的には保険というものは全部互助制度でありますからお互いが助け合うと。これは当然のことです。問題はやはり91.5というその徴収率。納めない人がいるという部分と、その納めなかった人に対してなおかつまだ100パーセントの恩恵を与えるという部分が、どういうふうに解釈すればいいのかと、この整理だと思っていますので、これらをきちんと議論しながらやっていきたいと思っています。

岡村雅夫君 私は今市長が言われますように危機的な状態だということはわかって、医療費の伸び等を見てもわかっているつもりであります。そうした中で住民の3割だと、3割以下だということに一般財源をつぎ込んでいいかどうかということに悩んでいると、こういう言い方をされました。私は、ここの構成割合ですよ。構成している方々はどのような方々かといいますと、会社勤めしている人ではないのですよ。職業を持っている、要するにきちんとした会社へ入っているという人ではなくて、組織の人ではない。要するに自営業者、あるいは無職の方、解雇された方、そういう方々がこの医療保険として入ってきているわけです。

それで今、互助制度と申しましたけれども、今は互助という言葉は使わないのですよ。そういう言葉ではないのですよ。これはもう憲法からいってみればそういう問題ではないのです。納めない人はペナルティは当たり前だという精神ではないのです。そこをやはりはき違えると今のような答弁が出てくるのです。(「人の言うことを聞いていないのだから」の声あり)そういうことなのです。要するにさっきの質問の中でも私はしましたけれども、後段の話に移りますが資格証、要するに徴収不能だと言わざるを得ない人たちの督促、催促、そういう事務を言っているわけです。

それでそれよりも、先ほど私が指摘しましたように、無申告者とか、あるいは本当に滞納している方々の改善策をどう相談するかということが、やはり救う方法があるのですよ。保護しなければならない人、あるいは年金等のちゃんとした手続をとってやることとか、そういう陰に隠れている部分を整理しなければこういう問題は消えないと。そして資格証の発給等の事務は、それこそさっきの話でありますけれども、徴収するのに過大な経費がかかるなんて話ですよ、そう言って答えているのですから。100万円以下の方々は何人いるなんて話をしているわけですから。私はそういったことが本当に明らかな人に関しては、きちんとした保険証を発給しなさいと、した方がいいですよということを言っているわけです。その点、さっき答弁がないようでしたのでもう1回お願いします。

市長 どういうふうにとれる 私の言い方が悪いのかもわかりませんが、私が申し上げているのは、例えば市民の3割だからいいとか言っているのではない。3割ですと、ではここに一般財源をどういうふうにつぎ込んで、どのようにやっていけば整合性がたつのかと。そのことを今年1年かけて検証したいと言っているのです。それが一つ。

もう一つ、よく聞いていただきたいのですけれども、私は納められるのに納めないでいる皆さん方を救う必要はないと、そう言っているのです。あなたは全然違うことを言っているじゃないですか、今。だから、納められない人は納められないなりの理由があるわけですから、それはきちんと減免措置もやりますし、そして絶対それでも納められないそういう皆さん方から、わざわざ全部保険証を奪って資格証だけでやっていけなんてことはやっていませんから。やっていませんから。資格証はだって今言ったように、いろいろあってなかなか納めてくれない、そういう皆さん方にやっているわけでしょう。もう生活困窮で、医者にかからなければ命も危ないとか、だけれども保険税が払えない、そういう皆さん方を放っておきななんてしませんよ。ちゃんとやっていますから。

そういう人がいたら具体的に言ってきてください。いつも言っているのですけれども具体的に言ってきてくださいよ。そういう人がいますか。そういうことです。ですから、議論の対立はいいですけれども、お互い言うことをきちんとよく聞いて、揚げ足取りみたいなことばかり言わないで、こういう議論というものはもっと大事にしていきたいと思います。次の予算の時にこれからの方向性はまたいろいろ考えたいということを提案理由に付けて申し上げたいということでもあります。

岡村雅夫君 今現在調査をした、お聞きした中では、真水の部分というのはまだ全然つ

ぎ込まれていないという答弁をいただいておりますので、これだけの緊迫した皆さん方が大変な状況の中で、あるいはこれだけ所得が落ちている中で、真水を投入することが必要な事態だということはひとつ認識していただきたいと。終わります。

笠原喜一郎君 1点だけお聞きいたしますが、収納率ですね。9.2パーセントが9.1.5に見積もったということですので、それだけ厳しい収納状況だろうということだと思っています。それで私はただ、今回の平成22年度のこの税率を算定するについては、21年度の繰越金を3,000万円、それから基金からの繰り入れを2億5,000万円ということですので、精一杯頑張った姿勢だろうというふうに思っています。多分、基金残高が22年度末では600万円ぐらいしかないということだと思います。まあ22年度がどのくらい繰り越されるかわかりませんが、ただ、来年のことなのですね。非常に私は心配をしています。

先ほど市長もこの22年度中にはどういうふうにしていくかということを書いていたわけですが、私はこの9.1.5の中と、収納率が9.1.5、本来税に負担する部分というのは多分17億8,000万円ぐらいなのですね。それを0.915で割って賦課をしているわけです。それが19億7,000万円。その差が大体2億円近くあるわけです。

私はこの部分については先ほど市長も言われたように、まじめに払っている人が、本来自分の賦課の金額を上乗せして支払っているということなのですね。ですから、これから検討をしていくという中でこの8.5パーセント、収納できない部分ですね、その上乗せをしている部分についてぐらいは、一般会計から繰り入れていく姿勢を見せないと、本当にこの収納率がどんどん下がっていけば、さらに上乗せをして割っていかなければならないわけですので、そういうふうには私は考えるわけですが、お聞きをいたします。

市長 そういうまたご提言をいただければ、これから検討委員会的なことを3~4回やろうということですから、委員の中からもまたそういうお話が出るかも知れませんし。とにかくやはりある意味できちんとした理由が成り立つということが前提ですので、やみくもにつつまむということではできませんと、これだけです。それからこれはもう制度としてやはり疲弊をしている。現代の中にはちょっとそぐわないという部分がありますから、いずれ保険が一元化されれば、ではそれでどういう結果になるかはわかりません。国保の部分が相当救われるかどうかちょっとわかりませんが、そういうことも国県の方にきちんと働きかけをしていきたい。要はこの国保の加入の条件といいますか、そこがやはりちょっとおかしいということだけは今でも感じているところであります。ありがとうございました。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

反対ですね。(「はい」の声あり)

岩野 松君 反対の討論で参加します。今いろいろなやじが聞こえましたけれども、国

民健康保険というものは、これが制定された時から憲法25条にありますように健康で文化的な生活を有するという精神に基づいて、生きていく上での最後のセーフティーネット、そういう制度として設けられたと私は認識しております。当時は働いている人たちへの制度はあったのですけれども、自営業者や農家の人たち、そういう人たちへはないということで作られたのですが、今現在は退職者や無職、しかも解雇されてどうしようもなくなったといういい方は悪いのですけれども、そういう人たちが多く含まれていて、収入も割合からすると下がっているといわれております。

そういう中で最後のセーフティーネットとしてどう国が救うかという制度であります。そういう意味では国からの補助率も下がってきており、そしてその中で国保税の値上げ問題が全国的に今展開されているわけです。南魚沼市でも基金を全部取り崩し、そして市長は精一杯の努力をしていることには評価はいたしますけれども、特に小さい自治体では一般会計からの繰り入れを今年もしているところも何箇所かお聞きしております。そういう意味ではやはり何とかしなければならぬ。非常にこれからも大変なことになっていくと思います。

特に今回の中で私は低所得者への値上げにかかわるといふか、平等割、均等割も値上げになり、それはしょうがないのだ、率からすれば所得割よりは少ないのですけれども、これが上がるということが低所得者、特に所得の低い人へは過重な負担になる、そういうものでもあります。本当に国民健康保険税が高いのはどこからも聞こえてきます。それはこれからの課題とも言われていますけれども、努力して下げているところもなきにしもあらずです。私はやはり値上げに踏み切らない制度によりたいと思っていますので、今回の改正については反対の立場で討論に参加しました。よろしくをお願いします。

議 長 次に原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議 長 採決いたします。第49号議案 南魚沼市国民健康保険税条例の一部改正について、本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 起立多数。よって第49号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第12、第50号議案 平成22年度南魚沼市一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市 長 第50号議案について提案理由を申し上げます。本補正予算につきましては、市民の生活環境の向上を図るとともに緊急経済対策として、住宅関連産業を中心とした地域経済の活性化を促進するため、市内の施工業者によって個人住宅のリフォーム工事を行うものに対して、新たに補助金を交付する制度を創設するものであります。このため前年度繰越金を財源に、住宅環境整備事業費に南魚沼市住宅リフォーム事業補助金5,000万円を

計上し、予算総額を歳入歳出それぞれ299億9,500万円としたいものであります。事業内容につきましては建設部長に説明させますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

建設部長 それでは補助金交付要綱について説明させていただきますが、別冊の第50号議案資料をお開き願いたいと思います。南魚沼市住宅リフォーム事業補助金交付要綱ということでございます。主旨につきましては先ほど市長の方の提案理由の中で述べておりますので省略させていただきます。

定義の中でリフォーム工事ということでございます。個人住宅、併用住宅等の改修、補修、修繕、一部増築、模様替え等の工事でございます。その下に補助対象工事ということで平成22年6月1日以降に契約行為が行われて、平成23年1月末までに完了する工事ということでございます。その(6)に市内施工業者ということでございます。この業者、事業を行う者につきましては、市内に本社及び事業所を有する法人、又は住所を有する個人事業主ということでございます。補助対象者ということで書いておりますけれども、特にここにつきましては市税の滞納をしていないということが基本になっております。

次のページをお願いしたいと思います。補助金の額ということで、補助基礎額の100分の20ということで2割の補助と。ただし、その額が10万円を超える場合は10万円とするということでございますので、10万円が限度ということです。その下に前項の補助基礎額につきましては補助対象工事費のうち別表に掲げる製品等を除いた額ということで、1枚めくっていただきますと、別表の第2条関係におきまして補助対象工事費ということで1から8まで出ております。先ほどの、ただし、次の製品等は補助基礎額の対象外とするということで、単体等で機能を発揮できる製品、例えばテレビだとかエアコン、その製品については対象外ということでございます。そこに家電製品と厨房製品等々書いております。

戻っていただきまして、補助基礎額は10万円未満の場合は補助金の対象外とするということでございます。10万円の工事につきましては、その20パーセントということでございますので、2万円の補助ということでございます。

あと右側の附則でございます。この告示は平成22年6月1日から施行するというのと、その告示につきましては平成23年3月31日限りでその効力を失うということで附則を謳っております。以上、事業内容を簡単でございますが説明を終わらせていただきます。

議長 質疑を行います。

松原良道君 1点の確認と、この案ですので1点の見直しができないのかちょっと聞かせていただきます。この第3条の冒頭の目的が緊急経済対策、なおかつ市内の事業の活性化、市内業者の緊急的な対策ですのであれですが。この第3条にこういったケースがあるのかないかわかりませんが、市内業者がいるのですけれども例えば大規模な改造になって、元請が市外で下請が市内という場合が、本当にこの条例どおりで切り捨てていいのかという、こういったケースがどのくらいあるのかそれはわかりませんが、その確認がまず1点。

それと2点目の見直しですが、3月議会でこの話が出て、徐々に市長としては即決英断。

私は本当に評価したいというふうに思っています。がしかし、いろいろなこの附則等を見ますと、先ほどの部長の説明のように6月1日からというふうに謳っているのですよね。この案を担当課にちょっと意見を申し述べさせていただく時に、私も6月1日あたりでいいのかなというふうに思っていました。ただ、実際まだ今は5月、今日臨時会は25日ですけれども、もう現にこの市内に新築でなくて 新築なら当然いいですよ。それだけの財源を確保してやろうということですから。ただ、リフォームしているそういった現場が数を見るのですよね。

そうした場合に市長、この点が大事なところですよ。本当に繰越金で、国県の補助金が入っていない市単費の公金で、地域住民の皆さんにいろいろな面で救いをしなければならないというこのすばらしい政策に、もう1カ月。この時期について、6月15日から7月7日までの申込期限とか謳ってあるそうなんです。私はこの6月2日から6月7日までのそれぞれ4会場の説明会、現に目の前にきているわけですけれども、何とかこの6月1日からを1カ月、やはり5月1日からというふうにどうしてもしていただきたいのです。

そうでなければ、本当にこの情報を私はこの3月議会で市長に質問した時に、場合によれば5月の臨時会で何とかなるかもしれないから待っていると5～6件も言っているのですよ。ただ、そんなことを私が全部言えるわけではありませんけれども、実際に今リフォームしている皆さんが身近なところにいます。そういった皆さんに本当にせっかく市がいい取り組みをする時に、この1カ月をもっと下げてといいますか5月1日からというふうにして、本当にするならばそこまで救いの手を伸べるべきだと私は思っています。これだけ緊急な対策を市長が言い出したわけですから、ぜひ、この辺は今日は曲げてこの案を見直していただきたいと思っていますがどうでしょうか。

市 長 この6月1日という部分は結局逆算していくと、例えば今日なら今日、予算が認められてそれから申し込んでくださいと、平たく言えばこういうことですね。ですから6月。それをではさかのぼるとかどうとかというこの議論については、これは資料ですし要綱の案ですから、そういうご提言もあったということ踏まえながら検討しなければならないと思っています。ただ、それがでは5月なのか4月なのかとこれもありますので、その辺はまた説明会等をやる中で、いろいろ事情をきちんと把握しながらやっていけばいいものだろうと思っています。

それから大手がとって下で下請をして、それがそのリフォーム的な部分を・・・(「いや、私が言うのは市内業者でなくて」の声あり)だから市内業者でない方がね。そこが市内の住民の皆さんはもちろんですけれども、市内業者の緊急経済対策ということになりますので、それはちょっとご勘弁願わないと何か全部外れてしまうようになってしまいますよね。(「それは確認です」の声あり)それだけですのでそこはひとつ。後段の方は極力柔軟に対応させていただきたいと思っています。

松原良道君 では大いに期待をしています。このことによって救われる皆さんが大変出ると私は思っています。それとこの申込期限の要項ですけれども、6月15日から7月7日

まで。これはこれである程度どのくらいの予定者がいるのかということ把握する分では、建設、都市計ですか、その中では私はいいと思っているのです。けれども、その先に応募がいっぱいの場合には抽選でという、非常に我々にこうやってみようかなという気を起こさせるにはちょっといかがな文章かというふうに私は思っているのです。

聞くとところによれば今回は5,000万円ですけれども、私は3月のとき繰越金が3億円あるのだから1億円でも投与しろと言ったのですけれども、市長も場合によってはまた二次補正もされるような考えを伺っている中で、ある程度どのくらいの申し込みがあるか、区切るのそれはそれを把握するにはこういったやり方はいいと思います。けれども、何かこの締切り1回でもいっぱいになった場合は抽選だというふうにこれからの説明会資料の中で書かれると、非常に私は行政的なやり方だなというふうに思っている。ではもればだめなのかと、そういう発想をすぐ持たれる、抱き方をされるのですね。そしてなおかつ、附則の中では今部長が説明したように1月末と言っているでしょう。何かこうやる気をけしかけるのでなくそぐような文章のやり方というものは、本当に執行部は大体どういうふうに考えているのですか、こういう書き方というものは。

市長 逆からみればそういうことなのかもわかりませんが、私どもも3月の議会の時に申し上げたとおり、いわゆる上限なしにやるということはできませんけれども、例えば5,000万円か8,000万円か1億円か、そういうことは申し上げております。そしてこれは例えばでは財源として1億円あったとしますね、1億円。それだって申し込みが余計になればこれはもう抽選にならざるを得ないわけですから、当然今の申し込み状況をみて、増額しなくてはならないようであればそれはそれなりに対応しなければならない。ただ、やはり限度はありますので、それが何千万円とか何百万円とかということは今は申し上げませんが、そういうことですから、説明の時にとにかく申し込んでくださいと。まずは把握しなければ我々も次の予算が組めませんので。そういう意味ですから、何ていいますか余り斜めから見ないで正面から見ていただければ大丈夫だと。どうぞその気のある方は全部申し込んでみてください。そういうふうにもた皆さんにお伝えください。

塩谷寿雄君 この対象がリフォームとなっていますし、当然家電製品なんてこれはだめだと思いますけれども、あんまり仕切りをかけるといういろいろなことも、やりたがっている人もできないかなと思うのと、リフォームに限りじゃないですか。これだって所得は別に関係なしにリフォームする人にはこれが出るわけですから、新築する方にもこれを対象にすれば10万円は最低出るわけですよ。リフォームですけれど同じことだと思うのですが、新築も対象にしたらいかがかなと思うのですけれど、いかがでしょうか。

市長 これはですね、趣旨が3月議会のときから私ども十日町等も調べてきましたけれども、いわゆるきちんとした今おっしゃった新築とかそっくり建て替えるとか、そういうことではなくて一番対象にしたいのは、ちょっと家を直したいけれどもなかなかふん切りがつかない。そして、一人ぐらいでリフォームとか、いわゆる大工さんですよ。そうやっている方たちはほとんど仕事がないと。そういうことにある意味で目的をちょっと絞ってや

っているものですから、大規模な新築だとか、そういう部分についてこれで対象にしようという思いはちょっとありませんので、それだけはひとつご理解いただきたいと思います。

笠原喜一郎君 1点だけお聞きをいたしますが、それこそ3月議会で3番議員の鈴木議員の方から、市内の住宅を新築するときに市内業者に依頼をした場合、補助金制度ができないかというような一般質問があったわけです。その時になぜそういうふうに行ったかというのと、確認申請が19年度は385件、20年度が352件、そして21年度は3月中でしたけれども238件ということで非常に建築が冷え込んでいる中で、そういう思いきったことができないう話をした。そのときの答弁は、これは個人の財産に補助をするということで非常に難しいと。公平公正な観点からみて難しいというような答弁があったわけなのです。

その後私はこの事業について緊急経済的な部分でやるということについては、やはりいろいろなことをやってみようという部分で評価はしますけれども、具体的に3月議会で個人の財産についてはなかなか、というようにいい方をしてきた部分が、わずか2カ月、3カ月でこういうふうに出てきたわけです。課内でどういうふうな話し合いがなされたのか。

やはり一つのその政策としてきちんとした理念を持っていれば、個人の財産に対する補助であったとしても、私は許せる部分はあると思っていますのです。それは県が県産材を使った場合にはいくらかの助成をするということは、そこに一つの理念があるわけです。そういうことからすれば、今回はリフォームですけれども、そういう政策を決定する時にはただ思いつきということではなくて、きちんとした理念というものを持って政策というもの、条例というものは出されるわけだと思えますけれども。どうい話し合いをなされてこういうふうに出てきたのかをお聞きいたします。

市長 これは先ほどから触れていますように、個人の住宅のリフォームということよりは、いわゆる小規模の建築業者ですかね、リフォーム業者といいますかそういう皆さんへの仕事の、ですから、この業界のその業者の皆さん方から一生懸命勧誘をしてもらって仕事をとってくださいと、こういう意味です。一番の目的は。

ですから上限が非常に少ないですね、10万円と。それだって個人の財産ではないかと言われればそういうことですけれども、鈴木議員がおっしゃった市内業者が請けた場合には補助金を出せ。市外業者がでは請けたら補助金が出ないのかと、それはちょっと非常に難しい問題があるという私は思いでした。

ですから、例えばもしやるとすれば、住宅の新築を1年なり2年なりの間にやる皆さんについては上限で200万円まで補助金を出しますとかと、そうことならいいと思うのです。やれるとすれば、それをいわゆる経済対策でも何でもない部分の中で市内業者がとったなら出すけれども、市外業者のは だって皆さんこのリフォームだってそういう面では同じですけれども、ただ、そういう細かい仕事になれば、特別のつながりがある人以外は大体市内の業者に頼むと思うのですけれども。そういう意味で言ったことで、ただ、個人財産にどんどんと定見もなく何でもかんでも補助を出していくということは、やはりどこかで線を引か

なくてはならないわけですから、それについてどうだったという部分については議論していません。要は十日町市の現場に行って実際調べてきた中で、大体十日町さんの方はこの10倍の経済効果があったそうですから、十日町が7,000万円で確かやったんですね。7億円以上の経済効果があったと。これは実証されていますので、そうだとすれば今のこういう状況でありますから1年限りという思いでありましたので。

大幅なといいますか非常に額の大きい部分で、個人財産に対する援助、助成ということについては、これは相当慎重に議論を重ねながら、やらないということではありませんけれども、どこかできちんとした線は引かなければならないという思いであります。

一つ、耐震診断に対しては補助は出ていますし、ようやく今年から耐震補強についても50万円までですか、限度で出ていますけれどもこういう部分も今ちょっと始めましたので、それと鈴木議員がおっしゃったようなことがどううまく結びつけられるか。この辺も検証はさせていただきたいとは思っています。おっしゃるとおりでありますので、それはきちんと理念を持ちながらやっていかなければならないと思っています。

岡村雅夫君 小規模業者にこういった施策を展開してもらって、本当に皆さん喜ぶものと思っています。私は自分でもそういった建築業をやっているもので若干業界の状況をお話したいのですが、大体今、通年で勤めている人というのはなかなかなくて、冬季間はスキー場とか除雪とかそういうところに行っておりまして、そして事業主という方々は春にめがけて一生懸命営業努力をするわけであります。けれども、なかなか今年の場合はそういった物件が見当たらないとか、若い人をいつから使わなければならないかというような話で非常に困惑していた状態というのが3月の状況です。そうした中で、できれば4月に声をかけてやりたいな、あるいは5月にならないうちに何とかというような話で、いろいろ仕事を探しながらやっていっているというのが現状なのです。

それで先ほど26番議員が5月1日というような話をされましたけれども、私はある程度区切りがついて境目が少ないなと感じるのは4月1日からと。年度初めからというようなかたちがもしできるのであるならば、その方がより多くの方々が恩恵を受けるなというふうに感じますので、ひとつ検討していただきたいと思えます。

そして手続き上で、介護関係で私は仕事をしたこともありますが、事前・事後の写真とか非常に難しい面が出てきます。そうするとさかのぼるとなかなかその辺が大変なところになりますが、そこはひとつ担当者は難儀をしていただいて、事実確認はきちんと良心的にやっていただくということで結構なのではないかなというような感じが私はしますが、ひとつ、事後を見れば新しく今なったなど、これは大体だれが見てもわかると思えますので、そういったひとつ努力をしていただきたいなど。

そして補正。そしてまた本当に好評であるとしたならば、これはやはり単年度といわずに、よその実施しているところには次年度もというような方向で頑張っているところもございしますので、よろしくお願ひしたいと思えます。以上です。

市 長 期限といいますか、申込期限については柔軟には対応します。ただ、どこ

かで区切らないと・・・(「だから年度で」の声あり)では去年やった人はどうだと、こういうことにもなりますし、それはどこかで区切らせていただくということでもありますので、おっしゃったように柔軟に対応していかなければなりませんし。

これは前にも言っていますように、本当にどういう需要があるのだろう、どのくらいあるのだろうと、これが全く私は本当のところはわからないのですね、今のところ。ですから、その効果を見ながらやっていこうということでありまして、今ちょっともらったところでは、胎内市では経済効果が19.6倍だそうですね。津南町が13.9倍、十日町市は10.8倍ということだそうです。秋田県では県レベルで始めたということでもあります。

これはやはりさっき言いましたように、とにかく中小建設業者、工務店がもう仕事がほとんどなくなってきている。このことに起因しているわけですので、そういう部分でさっき笠原議員が触れられた部分とちょっと分けていただくことがあるわけです。本格的な住宅を建設する、そういう際にはどうだということについては、また改めていろいろ考えながらやっていかなければいけないと思っております。そういう状況ですのでよろしくお願いいたします。

議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

議 長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

議 長 お諮りいたします。第50号議案 平成22年度南魚沼市一般会計補正予算(第1号)は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第50号議案は原案のとおり可決されました。

なお、大変皆さんからの前向きなご意見でございます。これは今ほど決定しましたこの要綱・・・(「これは全く決定とかではありません」の声あり)第12条によって幅広くこの運用をひとつやっていただきたいということでございます。

議 長 昼食の時間に入っておりますが、本日予定されております全日程が終了するまで会議を続行いたします。

議 長 日程第13、第51号議案 平成22年度南魚沼市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市 長 第51号議案について提案理由をご説明申し上げます。今回の補正は歳入において平成21年度予算の中で基金取り崩しを2億6,000万円予定していたところがありますけれども、21年度では1億円で済むという見込みがたちましたので、その分を今

年度の保険税の減額にあてるために基金繰入金。また、国保税の在り方等を協議する国保運営協議会の報酬、委員報酬ですね、通例ですと2回くらいですけれども、3回くらいを、3回分余計にやるということですからけれどもこの部分、報酬ですね。それから特定健診事業の臨時職員賃金等の予算を追加させていただきたいものであります。

歳入歳出予算をそれぞれ増減なしの総額61億1,690万円としたいものであります。詳細につきましては市民生活部長に説明させますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

市民生活部長 それでは詳細についてご説明をいたします。予算書の事項別明細書8ページ、9ページをお開きいただきたいと思います。まず歳入でございますが、1款1項1目一般被保険者国民健康保険税、及び10款2項1目支払準備基金繰入金の1億5,000万円の補正でございますが、市長が提案理由で申し上げましたように、21年度に予定をしておりました2億6,000万円の基金の取り崩しが1億円で済む見込みになったということで、そのうち1億5,000万円を保険税の軽減にあてるものでございます。このため保険税の額としては減額となり、基金繰入金が増額になるというふうなことでございます。

なお、22年度末の基金残高につきましては、これによりまして1,628万8,000円となる見込みでございます。21年度の決算見込、先ほどの1億6,000万円が軽減されたという部分でございますが、まず歳入では保険税の収納額が5,100万円ほど増額というふうに見込まれております。これは当初予算でかなり経済不況等の影響を考慮して厳しく見させていただいたのですが、そこまで減額にならなかったというふうなことで予定より余計になっているところでございます。

歳出の関係では療養給付費が3,100万円ほど減額、共同事業の拠出金が7,500万円ほどの減額というふうなことで、その他に予備費が3,700万円ほど執行残になるというふうなことを受けて、結果的に1億6,000万円の基金繰入が不要となったというふうなことでございます。

10ページ、11ページの歳出の方をお願いしたいと思います。1款3項1目運営協議会費の20万2,000円につきましては、先ほど話がありました今後の保険税の在り方等について協議するために委員報酬等を3回分追加するというものでございます。それから8款1項1目特定健康診査等事業費168万3,000円につきましては、特定健康診査事業に従事する臨時の事務職員を雇用したいということで9カ月分の賃金等を計上させていただきました。12款1項1目予備費でございますが、今ほどの補正財源ということで188万5,000円の減額というふうなことでございます。以上で説明を終わります。

議 長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議 長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議 長 お諮りいたします。第51号議案 平成22年度南魚沼市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第51号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第14、第52号議案 工事請負変更契約の締結について(五十沢地区統合小学校建設(建築)工事)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長 第52号議案 工事請負変更契約の締結についてご説明を申し上げます。議案にありますように平成21年7月16日に議決を賜りました統合第2号 五十沢地区統合小学校建設(建築)工事につきまして、変更契約を締結したいということで議会のご同意を賜りたいものでございます。

1の契約の名称は統合第2号 五十沢地区統合小学校建設(建築)工事でございます。2の契約金額であります。変更前が6億6,045万円、変更後が6億7,518万8,850円、変更増が1,473万8,850円でございます。3の契約の相手方は伊米ヶ崎・島田・山崎 特定協同企業体。代表及び構成員は記載のとおりでございます。

なお当初、特定協同企業体の構成員でありました阿部産業株式会社の破産により4月30日付で特定協同企業体代表者の伊米ヶ崎建設株式会社に阿部産業株式会社から特定協同企業体脱退申し入れ書が提出をされ、同日特定協同企業体構成員は特定協同企業体協定書の規定に基づき、これを承認し、市に対し阿部産業株式会社の特定協同企業体脱退承認願いが提出をされたところでございます。市においても同日脱退相当と認め、脱退承認を行っております。したがって残余の構成員が協同連帯して工事を完成していただくということになるものでございます。

工事変更概要について若干説明を申し上げます。5ページをご覧ください。変更の内容でございますが、3の変更理由にありますように掘削で川が側だったということで旧河川の十字ブロックや護岸ブロックが出たり転石が多かったということで、体育館棟並びに校舎棟いずれも土工事、事業工事、ラップルコンクリートとするためのコンクリート工事、それから型枠工事が増工というふうになるものでございます。7ページ8ページ9ページには関係図面がございますのでご覧をいただきたいと存じます。

また3ページには仮契約書の写しが添付されておりますのでご覧をいただきたいと思えます。以上で説明とさせていただきますが、よろしくご同意を賜りますようお願いを申し上げます。以上です。

議 長 質疑を行います。

岡村雅夫君 この体育館の部分に旧護岸があったというようなことでありますが、私はこういうことは事前にわからなかったのかということをお聞きしたいのです。昔の土手の部分とか川がどこまであったかというようなことは地域の方々は多分わかると思いますし、そこに建築がされる段階、要するに当初建築がされる段階でも多分そういったことはわかって、河川敷であるのかちょっと私は調査をしていないで申し訳ないのですけれども、そういった部分を利用したものだということに私は思います。やはり工事が終わってからこういった変更を出すということは、事前の調査が甘かったのかなというような感じを私は持ちますが、見解をひとつお聞きします。

教育部長 お答えします。建物を建てる時は敷地調査ということをしていただきます。今回の場合もボーリング2箇所、それと既存の建物に1箇所ありましたもので、その三つのボーリングで想定して基礎工事を設計しました。それでご存じのようにこの統合五十沢の経過については、地元民を踏まえて位置問題でかなり地域の方からアドバイスをもらいながら積み重ねをしてきました。その際に地元の方からここについては護岸があるぞという話が聞けなかったということ、いい訳になりますがそういう話がなかったものでボーリングのデータのとおり設計させていただきました。

なおかつ、その河川の今出た部分について以前のプールの建設もありましたもので、プールの根切土が浅いからということでそこまでいかなかったのかと思いますが、そういう既存の建物を見ながら、地域の人たちとの打合せの中でそういう話がなかったということで、ボーリングデータのみで設計させていただきました。以上です。

岡村雅夫君 もし体育館であったとして、通常はボーリング調査というものは4箇所、そして中心を1箇所というのを今、我々は住宅なんぞをやる時にはやっています。瑕疵担保の関係でそれが義務付けられています。しますので、もし、あらかじめ概要が決まって、あるいは規模が決まっているとしたならば、この図面だと4点をやると1点ではどうしても引っかけたと思います。そのボーリング調査が今3点と言ったかな、3点の理由というものは我々は考えられない。どういうところをしたのかなというのはわかりません。実施してあればいいのですけれどもわかりませんが、通常のボーリング調査は4点と中央1箇所というのが普通であります。いかがでしょうか。

教育部長 その通常という部分についてですが、我々としては既存のあるデータとなおかつ建物に1箇所ということで、なおかつ河川の近くということで地盤が悪くないだろうというもとに地盤調査をしました。確認申請の際についても、このことにボーリングの箇所数が少ないという指摘は受けていませんので、我々としては問題ないというふうに判断しております。

岡村雅夫君 規模が決まっているわけでしょう。その前にいろいろの皆さんと会議をしてどの程度の規模でないとならないかということが最終的に決まって、それからボーリング調査なりする。その規模がわかっているとすれば、その隅々4点と中央部分 更地であ

るとするならば中央部分をするのが常識だと私は思う。そうしなければ構造計算できないでしょう。そしてこういったことが出るということは、要するに埋設物の関係ですから、工事費の問題ですから、ちょっと発見できなかったかどうかという問題で私は絡めてしゃべっているわけでありまして。この中で、では1箇所したということでしょう。この体育館の敷地の中で1箇所、要するに構造物のところでは1点をしたということでしょう。それはどこをやったのですか。

教育部長 体育館の川沿いの部分の中央ということで1点させてもらいました。その建物について4隅必ずやらなくてはならないということについては、我々今までに初めて聞きますもので。既存のデータを見ながらよりお金をかけずに想定できればそれで私はいいと思うのですが、なおかつその想定のもとに既存の建物、平成2年にボーリングしていますので、敷地全体の中で棟数が幾つあろうと3箇所でも有効に設計できるという判断のもとにボーリングをしました。そのデータのもとに設計事務所としては設計し、確認申請は問題なく通っておるということでございます。以上です。

議長 質疑を終了することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第52号議案 工事請負変更契約の締結について(五十沢地区統合小学校建設(建築)工事)は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第52号議案は原案のとおり可決しました。

議長 これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

議長 平成22年第1回南魚沼市議会臨時会を閉会といたします。大変ご苦労さまでございました。

(午前12時32分)